

## HealthTech 推進業務に係る公募型プロポーザル実施要項

本要項は、HealthTech 推進業務を委託する事業者を、公募型の提案審査随意契約方式により選出するにあたり、その募集手続き等に必要な事項を定めるものとする。

HealthTech 推進業務を実施する委託先を以下の要項で広く募集します。

### 1. 業務名

HealthTech 推進業務

### 2. 事業目的

本事業は、仙台市経済成長戦略 2023（平成 31 年 3 月策定）にもとづき、ヘルスケア分野において、市内 IT 企業や関係組織との協業により、“HealthTech<sup>※</sup>”の産業競争力強化を通して、産業人材の育成及び人材が本地域に定着するための母体となる産業の創出を両輪で実施することにより、HealthTech に関するイノベーションを継続的に生み出すための基盤を構築するものである。

※ HealthTech…IT やその他の先端技術を活用し、ヘルスケアの新製品・サービスを開発すること

### 3. 業務の内容

受託者は、別紙仕様書に従って業務を遂行し、その結果について、報告書を成果物として納品する。

### 4. 提案上限額

10,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とする。

### 5. 応募資格

応募の資格者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 委託事業の目的を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。
- (2) 上記 HealthTech 産業創出及び産業人材育成支援に関する業務について、十分な知見・ネットワークを有するものであること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (5) 仙台市税（または、現在の主たる事業所所在市町村の市町村税）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 受付期限内に、仙台市の「有資格者に対する指名停止に関する要綱」第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (7) 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係書類を整備していること。
- (8) 労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等の労働関係書類を整備していること。

### 6. 契約条件

#### (1) 契約形態

契約については、優先交渉権者と契約内容について協議の上、仙台市契約規則に定める随意契約を締結する。なお、その者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。

#### (2) 予算規模

10,000,000 円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とし、採択提案内容等を市と調整し、契約金額を決定する。なお、委託費は、提案事業の遂行に必要な経費とし、委託内容からその妥当性が認められる範囲内とする。

- (3) 契約期間  
契約締結日から令和 3 年 3 月 31 日とする。
- (4) 委託費の支払条件  
完了払（業務完了後、市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。）
- (5) その他
- ・市は、提案書の内容を基にして、審査により選定された委託候補者と事前に委託内容・委託料について協議のうえ、協議等が整ったときには、別途市が作成する業務委託仕様書に基づき随意契約を締結する。
  - ・委託契約の締結にあたっては、最も評価の高かった提案書の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務委託の内容の詳細について委託候補者と別途協議のうえ、企画提案の内容を一部変更して契約することがある。
  - ・協議が整った後に、委託候補者はあらためて詳細な経費を積算した見積書を提出するものとする。
  - ・委託事業により生じた収入がある場合、委託費の一部を返還してもらうことがある。
  - ・委託事業により生じた特許権等の知的財産権は、原則として市に帰属するものとする。ただし、市と協定を結ぶことにより、受託者に帰属させることができるものとする。

## 7. 応募にあたっての質問及び回答

- (1) 受付期間 令和 2 年 5 月 22 日（金）午後5時まで
- (2) 受付方法 質問事項等を質問票（様式第1号）に記入のうえ、電子メールで提出する。その際は、電話により質問を電子メールにより提出した旨連絡すること。  
〔提出先〕  
仙台市経済局産業政策部産業振興課 担当：佐藤、清光  
電子メール：kei008030@city.sendai.jp
- (3) 回答 質問者に個別に回答するほか、必要に応じて市ホームページに回答を掲載する。

## 8. 企画提案書の提出

本事業の受託を希望する者は、下記により応募申込書等を提出すること。

- (1) 提出期限 令和 2 年 5 月 25 日（月）正午（必着）
- (2) 提出方法 持参または郵送にて提出すること。
- (3) 提出書類
- ・ 応募申込書（様式第 2 号）...1 部
  - ・ 企画提案書（様式第 3 号）...7 部（記録媒体により電子データでも提出すること）
  - ・ 必要経費の概算（任意様式、積算内訳を添付）...7 部（記録媒体により電子データでも提出すること）
  - ・ 定款又は寄付行為...1 部
  - ・ 履歴事項全部証明書（商業・法人登記簿謄本）...1 部
  - ・ 提案者の概要が分かる資料（会社案内等）...7 部
  - ・ 提案者の直近の決算書又はこれに類する書類（法人の決算書等）...1 部
  - ・ 市税の滞納がないことの証明書（区役所・総合支所の税務担当課発行）...1 部
  - ・ 消費税及び地方消費税に関する証明書（その 3 未納税額のない証明書用）（所管する各税務署発行）...1 部
- (4) 提案書類作成上の注意
- ア 提案については、仕様書の記載に沿って、別紙（様式第 3 号）「HealthTech 推進業務企画提案書」をとりまとめ、A4 版横書きで記載。また、必要に応じて、図表等を用いて分かりやすく記載すること  
また、補足資料として、別紙資料を添付しても構わない
- イ 企画提案に係る費用は応募者の負担とする
- ウ 提出資料等は返却しないこととする

(5) 提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- ・応募資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案
- ・提案書等の提出書類に虚偽の記載を行った者による提案
- ・上記5(2)に示す予算規模上限額を超える提案
- ・その他企画提案に関する条件に違反した提案

(6) 提案書等の提出先

〒980-0803 仙台市青葉区国分町3丁目6番1号 仙台パークビル9階  
仙台市経済局産業政策部産業振興課 担当：佐藤、清光  
電子メール：kei008030@city.sendai.jp TEL：022-214-1005

9. 委託候補者の選定について

以下により、委託候補者を選定する。

(1) 審査方法

提案書等の提出書類をもとに以下の審査基準による書類審査及び面接審査を行う。

(2) 審査基準

以下の項目等について評価し、総合的な審査を行う。

ア 事業目的との合致性

- ・事業の目的を十分に踏まえた内容となっているか：25%

イ 事業者の事業遂行能力

- ・事業を遂行するための実施体制が合理的なものとして具体的に示されているか：15%
- ・事業を遂行するための能力、実績、ネットワークを有しているか：20%

ウ 事業の内容について：

- ・事業スケジュールが合理的なものとして具体的に示されているか：10%
- ・事業効果を高めるための創意工夫がなされているか：20%

エ 事業に必要な経費について

- ・事業を行うために必要な経費は具体的に見積もられているか  
また、内訳は適正かつ合理的なものか：10%

(3) 審査委員会（ヒアリング審査）の開催

以下の日時、会場において全提案者に対してヒアリング審査を実施する。

日時：令和2年5月29日（金）13時00分～16時00分（予定）

会場：仙台市役所経済局第一会議室（予定）

（仙台市青葉区国分町3丁目6番1号 仙台パークビル9階）

内容：7(3)で提出した企画提案書をもとに、業務の実施方針等について口頭にて説明を行うこと。

出席者：1社あたり3名以内とし、可能な限り本事業を実施する際の責任者に想定している者を主たる説明者とする。

その他：面接審査の実施時間、会場など詳細については、様式第2号応募申込書に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

新型コロナウイルスの影響により審査委員会の開催方式を変更する場合がある。（オンライン開催等）

(4) 通知

審査結果については、全提案者に対して郵送により書面で通知する。

## 10. スケジュール（予定）

令和2年4月27日（月）	募集開始
令和2年5月22日（金）	質問票の提出期限、質問への回答
令和2年5月25日（月）	提案書等の提出期限
令和2年5月29日（金）	審査委員会
令和2年6月1日（月）	提案審査結果通知
令和2年6月5日（金）	業務委託契約締結、事業開始
令和3年3月31日（水）	業務終了

## 11. その他

- (1) 本事業の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。
- (3) 事業の円滑な実施のために、本事業の委託開始から終了までの間、事業の進捗状況を定期的に市に報告すること。
- (4) 本事業において広報等を行なう場合にあつては、市からの受託事業であることを明示すること。
- (5) 本事業の経理を明確にするため、委託先は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (6) 本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後5年間は保存すること。また、業務実施後に閲覧が必要になった場合は、協力すること。
- (7) 本事業の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱に万全の対策を講じること。
- (8) 本業務の終了時に、実績報告書のほか配布物等必要な書類を提出すること。